

委員会規程改正の件

委員会規程に定める各委員会を変更することから、委員会規程第1条を以下のように改正する。

旧規程	新規程
<p>第1条 同志社校友会愛知支部（以下「当支部」という）に次の委員会を置く。</p> <p>(1) 総会実行委員会 当支部の総会の企画、立案、運営等について一切を担当</p> <p>(2) 会員交流委員会 当支部の会員相互の親睦など会員間の交流の拡充、促進のための活動および当支部の会員原簿の管理を担当</p> <p>(3) 広報活動委員会 当支部の総会プログラムを含む年会報の編集、制作および当支部の運営、活動、事業等の対外的広報を担当</p> <p>(4) 組織強化特別委員会 当支部の財務体質の改善をはかり赤字発生を防止するための組織強化および当支部の年会報の広告募集を担当</p>	<p>第1条 同志社校友会愛知支部（以下「当支部」という）に次の委員会を置く。</p> <p>(1) 組織委員会 当支部の会員相互の親睦など会員間の交流の拡充、促進のための活動強化および当支部の会員原簿の管理を担当</p> <p>(2) 財務委員会 当支部の財務体質の改善を図り、赤字発生を防止するための活動強化および当支部のプログラム、案内状の広告募集を担当</p> <p>(3) 総会実行委員会 当支部の総会、懇親会の企画、立案、運営等について一切を担当</p>

本規程改正は、平成22年2月22日より施行する。